

子ども関連TOPICS ①

中教審が教育基本法を改悪する答申を提出

～ 3月20日 イラク攻撃開始の日～

大山 早苗 (教育基本法「改正」反対市民連絡会)

近くのアメリカ大使館周辺から聞こえるシュプレヒコール。文部科学省の外は、騒然としていた。「イラクへの攻撃が始まった」3月20日、中央教育審議会は、教育基本法「見直し」の答申を出した。

この日、「教育基本法「改正」反対市民連絡会」「教育と文化を世界に開く会」「21世紀に教育基本法を生かす会」「子どもたちを大切に...いまこそ生かそう教育基本法」全国ネットワーク」などの市民団体は、文部科学省記者クラブで記者会見を開いた。会見場には、教育基本法「見直し」に反対する研究者・文化人、市民や若者など30人が詰めかけた。「市民連絡会」が作った「スイミー」の横断幕は、駆けつけた若者達によって、正面に掲げられた。

国際的な視野に欠ける「ミニ国主義」

記者会見は、喜多明人さんの司会で始められた。大田堯(教育学者)さんは、「教育というのは『芸術』である。教育はおとなと子どもが向きあって、子どもの発達を支援するものである。答申は、子どもや国民に『教えをたれる』立場である。この答申にはロマンも想像力もない。国際的な視野をまったく欠いた『ミニ国主義』の人材育成計画である」と。佐藤学(教育学者)さんは、「教基法は何よりも平和と民主主義を基調としているが、答申には平和も民主主義もない」。堀尾輝久さん(教育学者)は、「教育行政の役割で、『教育条件の整備には教育内容も含まれる』と言っているが、これは教基法10条の改悪をねらった重大な問題」と述べた。

また、中村元彦さん(「市民連絡会」)は、「大きな魚に仲間を食べられ一人ぼっちになったスイミーが、『自由に泳げる海にしよう』と声をかけ、小さな魚がたくさん集まって大

きな魚を追い出した。そんなスイミーのように、私たち一人ひとりの力は小さいけれどたくさん集まって『教育基本法改悪』をストップさせたい」と語った。

「戦争反対」なんて言えなくなるかも

アメリカ大使館で「イラク攻撃反対」をアピールしていた大学生の須黒奈緒さんも駆けつけた。「こんなに世界中に戦争反対の声が起こっているのに、アメリカがイラクへの攻撃を始めてしまった。愛国心を強調し、個人より国が大事にされる教育を行うための教育基本法改悪を許したら、戦争反対なんて言えなくなる。絶対これを止めなければ」と訴えた。依義文さん(「市民連絡会」)は、「基本法「改正」は『戦争ができる国』を積極的に支える教育をめざすものだ。また、答申は、基本法の理念の『真理と正義』『個人の価値』『勤労と責任』『自主的精神』を『徳目』といってその価値を貶め

NEWSLETTER No.67 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ①中教審が教育基本法を改悪する答申を提出 /1
- ②文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が最終報告を提出 /2
- ③子どもの犠牲が戦争の道具となる /3
- ④「子ども参加」中心に進む各国の子ども施策 /4

イベント報告

- ・子どもがつくるまち ミニさくら2003 /5
- ・ファシリテーター養成講座2003 /6

お知らせ

- ・子どもの権利条約ネットワーク5月イベントのお知らせ /8
- ・子どもの権利条約フォーラム2003は兵庫県川西市で！ /8

ている。これは、今回新理念に盛り込もうとしている『愛国心』や『道徳心』こそが『徳目』であり、それを理念に格上げするためのトリックである」と。藤田英典さん（教育学者）は、「私は『教育改革国民会議』の委員として基本法『見直し』に反対した。答申を読んでも、なぜ変えなければならないのか不明である。答申がいう『経済の停滞や少子化』は基本法に原因があるわけではない。それを理由に『基本を変える必要がある』というのは、民主主義のルールに反することだ。戦後の教育がすすめてきた努力や蓄積をまったく無視している」と語った。

子どものためじゃなくて「お国のための教育」

西原博史さん（憲法学者）は、「戦前の軍国主義教育に対する反省のうえに基本法は制定された。その成立過程を忘れ、『日の丸』『君が代』の強制や『心のノート』に現れているように、心のありようを国家が上から指導して、お国のための

教育をしようとしている」と。小森陽一さん（文学者）は、「文科省がつくった文書なのに、答申には当用漢字にもない『涵養』が多用されている。『涵養』というのは、自然に水がしみこむように徐々に時間をかけて育てるという意味である。明らかに子どもの心をターゲットにして、愛国心や公共心を養わせようとしている。教基法改悪は、学校を通して子どもの心を管理し、子どもだけでなく家庭や地域を支配するねらいがある」と述べた。

これらの記者会見での発言からもわかるように、中教審答申は、私たち個々人の心のありようを国家が上から指導し、「お国のための教育」をしようとしている、教育基本法「改悪」の方向を明確にした。残念ながら、記者はイラク攻撃関係の取材のため、いつもの半分だった。しかし、会見場に研究者や文化人の他に若者や市民など30人が詰めかけ、それぞれの思いを語ったことは今後につながる一歩になったと思う。

子ども関連TOPICS ②

文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が最終報告を提出

—不登校の子どもの気持ちをそのまま受け止める視点が欠落—

石井志昂（不登校新聞社東京編集局）

2001年度不登校の子どもが27年連続過去最高を更新し、13万9000人と発表され、文科省は「憂慮すべき事態」とし、2002年9月5日に不登校に関する調査研究協力者会議（以下協力者会議）を設けた。協力者会議は主査・尾木和英をはじめ委員16名が14回にわたり会議を開き、2003年4月9日に最終報告が提出された。

協力者会議とは1992年にも設けられており、当時の最終報告では「登校拒否は誰にでも起こりうる」と発表。登校拒否は首に縄をつけてでも学校へ、という風潮のなか、文科省の認識転換ともとれる発表に注目が集まった。以後、不登校への対策は協力者会議の報告をもとにすすめられ、今回の発表にも多くの関係者が注目され、私たちのNPO法人不登校新聞社も参加した。

協力者会議のテーマは雑多な言い方をすれば2点に絞られる。ひとつは「不登校問題解決の目標は、子どもたちの将来的な社会的自立」と「ただ待つから早期対応へ」になる。「社会的自立」を会議中に再三提案したのは副主査・森田洋司。森田委員は92年に中学3年生だった不登校の5年後を調査した追跡調査を行っている。最終報告は追跡調査から不登校経験者が「生活リズムの崩れ、学力・知識不足、などを理由に後悔したりさまざまな苦労を経験した」と結論。これにより、「不登校を心の問題としてのみならず、進路の問題として」とらえることを打ち出した。しかし、追跡調査資料に目を通すと「生活リズムの崩れ」や「人間関係への不安」な

どの不安が「まったくない」との回答のほうが多く、偏った見方となっている。しかし、不登校の子どもや親が「学校に行かないで将来が不安？」と悩む人が多いなかで、学校に戻ることが経済的、精神的に自立する社会的自立の最良の選択と改めて打ち出したことには、さらなる不安をおおい被せることだろう。

「ただ待つから早期対応へ」のテーマも第一回協力者会議から明らかだった。委員は自己紹介で「不登校の子どもに「待てばいい」と何もしない親や民間団体がいるが、父性を持って押し出すことで問題の5割は解決する」や「平成4年度から、だれにでも起こりうる不登校だから、不登校になっても仕方がない、と不登校を容認しすぎる風潮がある」と危機感をあおる。協力者会議には公機関9団体と民間5団体がヒアリングとして参加し、2団体をのぞき学校復帰したことを事業成果として発表し、不登校が学校復帰できるものとして会議内では位置付けた。学校復帰は早期対応の必要性も多々発言された。

こうして「社会的自立への学校復帰は早期対応を」と骨格になる指針が出たところで、文科省側からさまざまな具体案が提出され、ほとんど議論にならないまま協力者会議を通過していった。それらを紹介する。

まずは文科省が昨年度、目玉政策として発表したのがSSN（スクーリングサポートネットワーク）。都道府県に教育委員会が広域SSCをつくり、情報収集と適応指導のプログ

ラムを作成し、教育センターや適応指導教室につくられる地域SSCを支援する。地域SSCは学校、児童相談所、医療機関、警察、民生委員、民間施設と連携し、不登校の子どもの情報を捉え、家庭訪問や親への働きかけを積極化していく。家庭訪問は民生委員や学生ボランティアを利用し、スーパーバイザーの定着も最終報告で位置付けられた。また、学校では、不登校担当者を置くこと、個人指導記録として不登校の兆候を見せた子どもをチェックし小中学校在籍中は保管されることになる。また、LD、ADHDへの対応の重要性も最終報告では記述された。

これらが文科省の狙いだったが会議中やパブリックコメントには171件の意見が寄せられるなど市民団体が動いたため、最終報告になって急に当事者側からの視点が盛り込まれた。しかし「未然防止」など不登校をあってはならないこと、社会的自立のためには「学校に行くこと」が最良の選択との

姿勢は貫かれている。私自身は中学2年生から学校に行かず、フリースクールに通い、さまざまな不登校の子どもたちといっしょに過ごしてきた。学校に行かない子どもは、親や教師から「学校に行かないとダメな人間になる」と言われ「早く学校に行きなさい」とせかされる。「学校に行きたくない、自分を受け入れてほしい」その気持ちが否定され、家庭内暴力や拒食・過食症、自殺未遂などをしてきた子どもたちと知り合ってきた。経済的自立、精神的自立とはどんなものなのか？ 社会的自立を目指す前に、まずは学校に行かない子どもの気持ちをまわりの人が受け止めることが必要。私自身も学校に行かない自分を責めたままでは苦しい日々を送っていたにちがいない。だからこそ、学歴社会のなかで不当な差別を受ける不登校の子どもが、学校に行かないままの「保障」が国には求められている。その観点が最終報告に抜けたことは、大きな欠陥だと言える。

子ども関連TOPICS ③

現代の戦争と子ども

子どもの犠牲が戦争の道具となる

大河内 秀人（パレスチナ子どものキャンペーン常務理事）

「紛争下の子どもたち」というテーマをいただきました。当然ながら子どもたちは、少年兵に駆り出されることを含め専ら被害者です。子ども自身が致命的あるいは一生の傷を負い、家族を失い、教育機会を奪われ、さらには精神的にも発育する時期に強烈なトラウマを負います。これらの直接的な被害もそれぞれ深めて検討する必要がありますが、本稿では見落としがちな2つのポイントについて考察します。第一に「戦争の道具としての子ども」であり、もう1点はとくにイラクに言えることとして「経済制裁」の影響です。

現代の戦争は情報戦と言えます。現場で起こっていることがどのように伝えられるかということが、戦局に大きく影響します。そしてそれが、現場に生きる人々の運命を左右していきます。その情報戦争において「子ども」は重要なキーワードです。無垢な子どもがどうなっているかが、その戦争の正当性、合理性などの一般的評価の重要なファクターであり、そのためイメージ戦略としてメディアの中で強調されます。

ここで一つ心得ておかねばならないのは、戦争当事者は、それが先制であれ防衛であれ、戦争の必然性を求めるということです。そして世論において戦争の動機づけとなっているのは、正当性の建前としての「報復」であり、それは基本的に「憎悪」に基づくものです。イラク攻撃でも、子どもが「巻き添え」になるという悲劇が、戦争の残虐性を問い、米国内や外野としての国際社会の中で、反戦世論の形成をす

める面もあります。しかし、じつは戦争をしたい側にも都合の良い「事件」になっていると私は考えます。それは一方で、イラクやアラブ、イスラム社会の中に「憎悪」や「反感」を煽っていき、さらなる「報復」を引き出す原因となります。双方の力関係が対等ならば、あるいはそれを仲裁するシステムがあれば、交渉や対話という道がまず考えられます。しかし、超大国アメリカのユニラテラリズムは、その道を閉ざし、あくまで力で解決しようとしています。この非対称性の中で、報復は「テロ」というかたちをとることになります。国家のする戦争と違って、テロは犯罪です。アメリカの攻撃の是否が議論されることはあっても、テロは前提として悪であり、せいぜい同情や共感に止まります。だからこそ、攻撃を正当化するため、テロが必要なのです。

このことは、ほとんどアメリカの援助で成り立っているイスラエルとパレスチナの紛争でも顕著に表れています。非対照的な力関係における報復合戦の中で、明らかに子どもが標的になっています。イスラエルでは、自爆テロの巻き添えで子どもが死ぬと、パレスチナでも子どもが死なないと世論が納得しないと言われますが、それだけでなく、憎悪を煽り、テロを誘発し、徹底的に叩き潰す口実をつくるために、人々の感情に訴える子どもの犠牲は格好の材料なのです。そして言うまでもなく、ユダヤ資本を筆頭に、世界の情報を支配している力の構造があるわけです。このような構造的な視点から一つ一つの原因を掘り下げることなく、一部の権力に支配

された一面的な情報によって情緒的に振り回されている限り、紛争地の子どもたちのいのちは一層危険に晒されるのです。

そしてもう一点、イラクの子どもたちは12年前の湾岸戦争後の「経済制裁」によって大きなダメージを受けてきたことです。実際、戦争の直接被害よりも、経済制裁により医薬品が入らなかったりしたことで、本来なら当然治る病気で死んでいった子どもの方が圧倒的に多かったのです。日本においても、当時自衛隊の派遣を中心にイラク攻撃の是非が国会でも大問題になりましたが、経済制裁についてはほとんど議論もなく乗っかりました。見えにくく、絵になりにくく、そ

して情報を支配する側が見せないことで、私たちが現実を見過ごし、子どもの加害者になっていることを知るべきです。

最後に一つ付け加えたいことは、米軍が前回は含めイラクで使用した劣化ウラン弾に関してです。何万年にもわたり放射能汚染を残し、重大な健康被害を及ぼす物質が、イラク国内にばら撒かれました。戦場の子どもたちは小遣い稼ぎのために弾丸などの金属を集めて被曝します。このような核兵器の使用を公言する攻撃を支持し、その原料となる劣化ウランを原子力発電所の廃棄物として米国企業に引き取らせている日本の国民として、子どもたちの未来に大きな責任を感じています。

子ども関連TOPICS ④

「子ども参加」中心に進む各国の子ども施策

平野 裕二 (ARC代表)

子どもの権利条約や国連・子どもの権利委員会による勧告を踏まえ、子どもに関する総合的な政策を策定・実施する国が増えている。その多くに共通するのは、国・自治体レベルでの子ども・若者参加の推進が中心的課題のひとつに位置づけられていることである。いくつかの例を紹介する。

◆スウェーデン

1999年3月、スウェーデン議会は「スウェーデンにおける子どもの権利条約の実施のための戦略」を全会一致で採択した。さまざまな行政施策に条約が反映されるようにすることを目的としたこの戦略では、「地域計画・交通計画における子どもや若者の影響力の行使と参加を促進するための努力が行なわれなければならない」旨、定められている。

政府の青少年問題委員会が毎年実施している調査によれば、若者評議会や若者議会など何らかの形で若者が「影響力を行使できる場」(influence forums)を設置しているのは、全289自治体のうち136か所である。参加者の44%は13～15歳、43%が16～18歳とされる(2001年12月現在、第3回締約国報告書p.49)。ただし、体系的・戦略的取り組みを進めている自治体はまだそれほど多くない。政府は「新世紀民主主義法案」(政府提出法案2001/02:80)を提出し、市民として自治体・郡評議会に動議を提出する権利を、子どもと若者に(任意に)認めることができるようにすることを提案している。

◆アイルランド

2003年1月28日付朝日新聞でも報じられたように、アイルランド政府は2000年11月、A4で140頁(英語版)に及ぶ「国家子ども戦略：私たちの子どもたち、彼らの生活」を策定した。「全人的存在としての子ども」(whole child)という視点を中心に据えた同戦略は、子どもに関わる3大国家目標のひとつに「子どもが、自分たちに影響を与える事柄について意見を言え、その意見が年齢と成熟度にしたがって

正當に尊重されるようにする」ことを掲げている(他の2つは、子どもに関する調査研究。質の高い支援およびサービスの提供)。戦略の策定過程でもおよそ2,500人の子どもから意見を聴いた。

この目的を推進するため、政府はすでに「子ども議会」や子どもオンブズマンの設置を進めている。2002年3月には、地域で「子ども評議会」を創設するための費用として、すべての市・郡にそれぞれ2,500ユーロ(約32万円)を供与する方針も発表した。

◆ニュージーランド

ニュージーランド政府は2002年6月、「子どものための課題：子どもたちによりよい生活を」(A4版56頁)を策定した。7,500人以上の子どもから意見を聴いて策定された同政策文書は、7つの行動課題の第1に、アイルランドと同様に「『全人的存在としての子ども』というアプローチの促進」を掲げている。行動課題の2番目に置かれたのが、「政府・地域の意思決定過程への子ども参加の機会の増進」である(残りは③子どもの貧困の根絶、④暴力・いじめへの対応、⑤中央政府の構造・手続の改善、⑥地方行政・地域計画の改善、⑦情報・調査研究の増進)。

社会発展省と青年問題省は現在、子ども・若者参加の機会を向上させるための原則・指針・実例などを含んだリソース集の開発、既存の子ども・若者参加のあり方の検証、内務省・地方行政省および地方自治体・地域団体との協力などを進めている。先住民族であるマオリや太平洋諸島民の子ども、その他の民族的マイノリティの子ども、障害をもった子どもなど、参加しにくい立場に置かれた子どもたちの参加をどのように増進するかというのも焦点のひとつである。

◆イタリア

イタリアでは、1997年8月28日に法律第28号(子どもと青少年の権利および機会の促進に関する諸規定)によって

「子ども青少年基金」が設置され、地方自治体が子どものために実施するさまざまな取り組みを財政的に支援する枠組みが整備されている。この法律の実施のため、3年間で8,000億リラ（約640億円）の予算が組まれた。

同法第3条では、財政支援の対象になる事業のひとつに、「子どもおよび青少年の権利、基本的な市民的権利の行使、子どもによる都市環境および自然環境の利用の向上……を促進するための積極的措置」が挙げられている（1項(d)）。そして第7条では、このような目的を追求するための具体的措置として、(a)時間および都市空間の利用等を促進するため

の措置、(b)子ども・青少年の権利に関する意識啓発措置と並んで、(c)「地域コミュニティへの子どもおよび青少年の参加を、行政レベルにおいても促進することを目的とした措置」が挙げられている。第1期（3年間）の資金配分はすでに終了し、全2,861事業の14%が第7条関連だった模様である。

*各国の関連資料の入手先はARCウェブサイト (<http://homepage2.nifty.com/childrights/>) の「各国動向」コーナー参照。

イベント報告



子どもがつくるまち ミニさくら 2003

4日間で延べ2500人を超える子どもたちが参加!!

●2003年3月21日—24日 千葉県佐倉市染井野・七井戸公園

中村 桃子（「ミニさくら」実行委員会）

■「子どもがつくるまち ミニさくら」とは

「子どもがつくるまち ミニさくら 2003」が去る3月21日から24日の4日間、千葉県佐倉市染井野にある七井戸公園で開催された。これは、18歳以下の子どもだけが市民となって、好きなことをして給料を稼ぎ、1つのまちをつくることを遊びの中で体験するものだ。子どもたちが主役になってとことん面白さ、楽しさを追求しながら、思いっきり主体性や創造力を発揮できる機会をつくるのが主な目的である。昨年3月に続いて2回目の取り組みだったが、4日間で延べ2558人の子どもが参加し（前回は約2000人）、延べ400人の大人がスタッフとして関わり、大盛況に終わった。

■前回の「ミニさくら」とのちがい、今回むずかしかったこと

前回の「ミニさくら」がNPO佐倉こどもステーションの主催事業だったのに対し、今回は、こどもステーションの諸々の事情と、「大人が目立ちすぎた」という前回の反省を受けて、前回の10代スタッフ（企画から参加した中高生年齢のこどもステーションのメンバー）数名と、筆者他大人数で実行委員会をつくり、その主催と言うことで準備を始めた。しかし、始めてみて実感したことは、「大人のスタッフを集めるには大人のネットワークが必要だ」、ということと、基本的に昼間は学校があって動けない子ども達が事務局・運営の責任を分担するのは無理があるのではないか、ということだ。そして、大変さや行き詰まり感、義務感ばかりを感じながらの事務局運営(?)によって、関わった子どもたちの「ミニさくら」への意欲を薄れさせてしまったことは最大の反省点である。前回、面白さ、楽しさを追求しながら「自分達のまち」として「ミニさくら」を自由に思い描き、素晴らしいアイデアで企画を引っ張ってくれた彼らの力を十分に生かせなかった。

準備段階において、それぞれのブース（仕事場）の準備

（材料、道具集め等）を進め、当日子ども達の活動をサポートする大人のブーススタッフがなかなか集まらなかった点は、次回はなんとしても解決したい。準備段階から関わり、スタッフ会議にも参加したブーススタッフが少なく、子どもの主体性を尊重しようと言う姿勢や「ミニさくら」のシステムまでもが多くのスタッフに十分に伝わっていない、という状況のまま、当日超大入り満員の子ども達を迎え、対応に追われた。このために今回の「ミニさくら」では、前回に比べて「子どもが中心になってブースをまわしていく」という状況が生まれにくかったと思われることが残念だ。

■今回の成果

しかし、2回目が続けたからこそ、と思われる成果もあった。事前の子どもスタッフ会議に参加した6年生の2人組は「ミニさくら」の通貨「モール」のデザインを受け、さらにアクセサリーショップのブーススタッフとして活躍してくれた。また、今回初参加の、こどもステーション会員外の中学生が4人、わたあめや銀行のブーススタッフを受け、準備も含め楽しんでくれた。そして今回は、前回1軒も出なかった子どもの起業による店が3軒出たこともうれしい。2軒は雑貨屋、1軒はクレープやで、大繁盛していた。また、今回は10代スタッフのアイデアで「ミニさくら」の「市場」をつくり、それぞれの店は足りなくなった材料を店の売上を使って「市場」で買い足すようにした。まだ改善の余地があるが、なかなか好評で残していきたいシステムとなった。

「子どもがつくるまち ミニさくら 2003」を実施して、いろいろ課題や限界も見えたが、あれだけたくさん子どもたちが楽しみにしてくれていた、ということもわかった。見えてきた課題をどうやって次につなげていくか、「子どもがつくるまち ミニさくら」を続けていく方法を探っていきたい。

子どもの権利条約ネットワーク恒例♪

子どもの自主的な参加諸活動を支える

ファシリテーター養成講座 2003

さまざまな分野で子どもによる文化活動や社会参加が注目されつつあるなかで、子どもの参加活動を＜子どもの権利の視点＞から支えることのできる「支え手」は十分ではありません。いろいろな分野でワークショップの手法が知られるようになり、ワークショップを実践するファシリテーターが多く登場するようになってきましたが、その実践の中には、参加者を傷つけてしまった失敗例もでてきています。子どもの権利条約ネットワークでは、＜子どもの権利の視点＞に基づき子ども参加を支えるファシリテーターを養成することを目的として、2002年からファシリテーター養成講座を実施しています。

以下に、全5回の講座内容の一部をご紹介します。詳細は、ファシリテーター養成講座2003記録集（年内刊行予定）をご参照ください。（記録集ご希望の方は、子どもの権利条約ネットワーク事務局までお問い合わせください。）

第1回 3月1日（土）10:30～12:30、13:30～15:30

理論Ⅰ ①「子どもの参加をどう支えるか」

喜多明人（子どもの権利条約ネットワーク代表、早稲田大学教授）

アイスブレイキングで開会したのち、喜多氏から、子ども参加が今社会から求められるようになりつつあるのはなぜか、その背景や要因について話があった。

その上で、おとな社会から子ども参加が求められつつあるにもかかわらず、子どもが参加活動に受動的あるいは消極的な場合が多い点が指摘され、ファシリテーターは、そのような子どもたちを支える社会的ニーズのある存在であるとの指摘があった。

また、参加活動に受動的・消極的といわれる子どもたちが、一方で、安心して本音をいえるおとなを求めている現実があることから、ファシリテーターは、子どもにとって安心して話せるおとなになるべきであり、そのためには、子どもをおとなのスケジュールにあわせて導いていくのではなく、子どもが自分から動くようになるまで「待つ」姿勢が重要であるとの話があった。

②「世界の子どもの参加の動き」 平野裕二（ARC代表）

まず、ロジャーハートの＜参加のはしご＞の問題点とそれにかかわって登場した＜参加の橋＞や＜参加の輪＞等の「子ども参加」分析モデルの紹介・説明があった。

次に、1999年に子どもの権利条約採択10周年記念会議（@ジュネーブ）が行われてから、2002年に国連子ども特別総会が行われるまでに至る間に、「子ども参加」に対するおとなの意識が徐々に変革されていったことについて指摘がなされた。

また、子ども参加を支えようとするおとなは、「かわいそうな子どもをおとなが助ける」といった意識ではなく、対話・参加・エンパワメントおよびパートナーシップの精神にのっとって、子どもの人権および人間としての尊厳を確保しようとするものでなければならない旨が話された。

子ども参加の課題としては、①依然としておとなが主導・コントロールする「子ども参加」実践が少なくないこと、②子ども参加を阻むおとなを対象とした活動にもっと時間をかけるべきであること、③今の社会における子ども参加のもてはやされ方が、一種の流行のようにも見受けられること、があげられ、流行が過ぎ去ったのちも子ども参加が保障されるように、子どもが積極的に発言できる民主的システムを制度化すべきである点が指摘された。そのために、学校における参加権を法律で保障すること、国・地方レベルの政府

と子どもたちが対話する正式なしくみを設けること、子ども参加に関する教育を専門家の要請・研修に含めることなどが重要であることが話された。

最後に、ファシリテーターに求められる心がまえとして、子どもの意見と自分の意見が食い違った場合に、違う意見を認められるのかどうか、一瞬一瞬、多様性が試されることを心しておく必要があることが確認された。

第2回 3月2日（日）10:30～12:30、13:30～15:30

理論Ⅱ 「子ども参加の学校づくり」

伊藤義明（北海道幕別町立札内北小学校教諭）

＜札内北小学校＞

北海道帯広市に隣接する町。全校生徒は約370名。子ども主体の学校づくりの取り組みを始めて3年になる。

＜子ども参加＞

なかなか自分の居場所を確保できない子どもも含めて、すべての子どもたちがのびのびと学校で過ごせることが大事であり、そのためには参加が必要、ということで、学校における子ども参加実践をはじめた。

＜札内北小学校の取り組み＞

例えば運動会。運動会を教師が指導すると、子どもにとっては、先生に教えられてきた内容をいかに間違わずにやるか、の場所になってしまう。それでは子どもたちが主体的に動くことができない。そこで、札内北小学校では、実行委員の子どもたちを中心にして運動会を運営している。運動会で必要な係があげられ、子どもたちが自分のやりたい係に集まり、各係の担当する仕事内容も子どもたちが決める。種目もすべて子どもたちによって決定される。人数調整も全部自分達でやる。総練習も子どもたちが運営する。このような経験を通して、子どもたちの中に、自分達自身で行事を作っているという実感が起こることになる。

しかしこのようなやり方では、もちろん失敗することもある。例えば、2000年度の運動会。先生は何度も口を出したくなるものの、ただひたすら我慢してみた。すると、午前プログラムの終了が13時半、すべて後片付けが終了したのが17時と終了予定時間をかなりオーバーすることになった。しかし子どもたちは自分たちでやっていることから、いやな顔は全くしなかった。そして、その経験によって、次に時間通りに進めるにはどうすればいいのかを、考え



第2回より

ることになった。2001年度、同じように子どもたちに運営を任せたが、前年度の経験が生きて、時間通りに運動会は終了した。

おとなが無駄と思う試行錯誤も、どれ一つ無駄なことはない。その試行錯誤ができる時間的な余裕を子どもたちに与えてあげるのが、先生ができることであり、このような「待ち」の姿勢が大事である。

②「いのちの現場から：子どもに寄り添う」

西野博之（フリースペースたまりば）

活動は、この指とまれ、やりたい子どもがメンバーを集めてはじめる。ファシリテーター＝おとなは、そこにさりげなく寄り添う。最近の子どもは自尊心が失われている。その中で、子どもたちがどんどん死を選んでいくという状況があることをきっちり押さえていかなければならない。

ここ5年、子どもが死にたいといって本当に死を選ぶようになっていく。

<子どもが大人にいわれて傷つく言葉—おまえなんか、生まなきゃよかった>

参加する場所を奪われている子どもは、家庭の中でも、自分の存在を肯定できるような関係の中にいない。自分は邪魔なんだ、いらぬ子どもなんだ、と思ってしまっている。

参加は、究極なところは、生きていい、ということ。子どもが参加する、ということをつきつめていくと、参加しにくい子どもを特に考えれば、当たり前前にそこにいられるのが参加。せめて私達ができるのは、参加の機会を奪わないということ。最後まで寄り添い続けること。何度間違えても、逸脱をくりかえしても。そこにどこまで寄り添えるか、である。ファシリテーターが子どもに対する上で重要と思われる具体的なポイントを紹介すると、以下の通り。

①世間のものさしを持ちこまない。（当然それからもらえる子どもがでてくる。今もっている価値観を一度うたがってみる。）

②生産性や、ものごとができるかできないかで判断しない。（何かができるということが評価される社会のなかで、できないことを評価するのは難しい。でもできないことで気づかされることがたくさんある。）

③生きていいんだと思えるような人と人との関係性をつくる。

④「子どもがかわいそう、何とかしてあげたい」という気持ちは、あくまで自分（＝おとな、ファシリテーター）の中でのことで、言ってみれば子どもには関係ない感情の動きなので、抑えるべき。

⑤導こう、という姿勢が見えたら、子どもは身構える。

⑥正しいと思うことを言うときは、遠慮がちに言う！正しいことをいうときは、自然と語気が強まり、相手が反論する余地がないものなので。

子ども参加を支えるおとなは、常に自分自身を問い、自分たちの言動を厳しく検証する必要がある。また、自分は常に、誰かを傷つける存在になりうる、という意識をもつことが重要である。

第3回 3月23日（土）10:30～15:30

実践Ⅰ「子ども参加のデザイン」

安部芳絵（子ども参加ファシリテーター）、横浜会議チーム

第3回の実践。終了後に書かれたフィードバックシートから、参加者の声をご紹介します。

☆「いいとこ探し」人の長所を見つけようと努力すると気持ちが明

るくなる。

☆自分の似顔絵を描いた紙を破るのは難しい⇒自分のことは大切だ、という気持ちは自分の身体範囲の外側にまで広がって行くだということがわかった。

☆印象的だったのは「ビリビリ」。あとに残ってしまうようなアクティビティはやりたくないというのはそのとおりだと思います。「いいとこ探し」いくつになってもいいところを人に言ってもらえるというのはいっぱいあります。できればこういうwin-winのアクティビティはいっぱいやりたいと思う。

☆子どもの権利条約を学んでいるうちにおとな同士で話し合うだけではない、子どもの参加の重要性を感じてきました。

中高生の子供たちと何かの討論（難しくても）したいなあと考えています。

☆ファシリテーターの姿勢の重要性を学ぶことができた。アクティビティひとつで子どもを傷つけてしまう危険性、本当に重々注意したいと思った（略）疑似体験はあくまで疑似体験にすぎない。本当にその人でなければその人の気持ちはわからない。それがこれまでもわかってはいたけど、今日実感でわかったような気がする。

第4回 3月29日（土）15:00～17:00

実践Ⅱ「ファシリテーターをやってみよう！」

養成講座参加者のみなさん

参加者のなかで①企画チーム①ファシリテーターチーム②評価チームと3つのグループにわかれて今日の講座の進行を話し合った。そのうち、さあ！子どもの参加者が集まってきた。会場を大会議室に移動して、講座の始まり、始まりである。参加者全員のポラロイド写真24枚が受付時点で撮影されて正面ボードに貼り付けられている。参加者の1人ひとりの写真が私も仲間だによって微笑みかけている。

■アイスブレイキングには4つのコーナーが企画されていた。

①どこから来たの？ A)近く B)遠く C)少し遠く D)どちらでもない

②今日は何をしたい？ A)問題を解決したい B)友達を作りたい C)話をしたい D)話を聞きたい E)その他 ②の設問に対して特別に5つのコーナーになった

③うまれかわるなら A)動物 B)植物 C)物質 D)その他

④興味のあること A)日本 B)世界宇宙 C)自分 D)その他

早速ファシリテーターチームがインタビューマイクをもってアイスブレイキングの役割をはたしていた。

グループづくりはまずペアをつくって自己紹介・他己紹介の方法で1人30秒で呼んでほしい自分の名前、所属、好きなこと、参加の目的などペアに伝え、つぎにはできるだけ離れたところのペアと組んで他己紹介をしあった。さらに8人のグループになって他己紹介をしあい、グループワークに入った。

■グループワーク

各自関心のあることをカードに記入して模造紙にはりつけグループ内の考えをまとめる作業である。



第3回より①



第3回より②



第3回より③

グループAは疑問に思ったことを発表

戦争は本当に必要な?⇒どっちが悪いの⇒アメリカの正義って
⇒自分に何が出来るの⇒止めない⇒笑うことの大切さ⇒話し合う
ことの大切さ

グループBは演技で発表

桜⇒ドリアンまんじゅう⇒温泉⇒砂漠と温泉とベトナムコーヒー
⇒戦争⇒いやなのに戦争がおこるの?

グループCは悩み事(カネ、食事、株) イラク戦争(武力以外の解決方法があるのでは?) 学校のこと(学校でまじめに勉強できない、学校に行きたくなくなる、教員の体罰、PTAはお茶会?)の3つの
テーマで発表

最後は全員が輪になって1口感想を述べ合った。

〇いいことがいえてすっきりした。楽しかった。いろんな人の
意見が聞けてよかった。軽い話題も取り入れてほしい。悩みは僕だ
けではなかった。お花見ができた。もう少し時間がほしかった。な
どが出された感想である。

第5回 3月30日(日) 10:30~12:30

ふりかえり 安部芳絵(子ども参加ファシリテーター)

最終回では、グループ毎に、今までの講座全体を振り返りました。
反省点や良かった点などを各自ポストイットに書き付け、模造紙に
張っていきました。

次に、劇・音楽・絵・その他の表現手段の中から一つ選び、発表を行
いました。最後は、みんなでみんなに握手してお別れとなりました。

お知らせ

子どもの権利条約ネットワーク 5月イベント 2003年5月5日(日)

13:30~16:30(受付13:30~)(於:国立オリンピック記念青少年総合センター・センター棟501号室)

いろんな視点が未来を創る~みんなのキモチをトークちゃんぶる~

いろんなテーマを子どもとおとなが境界線なしに、自由に話したい。そんな思いを形にするために、今年は「トークちゃんぶる」を行
います!「ちゃんぶる」とは沖縄の方言で「ごちゃまぜ」という意味。いろいろな意見やキモチを自由にだしあおうという思いをこめ
てつけました。

いったいどんなやり方で進行するのかは当日のお楽しみです。参加して下さる皆さんが話したいテーマも取り入れて進行していきます。
「トークちゃんぶる」のはじめのテーマは「戦争と平和」。子どもとおとなが、立場をこえて本音で語り合えると毎年好評のこの5月
イベント。今年もぜひ、皆さんで「トークちゃんぶる」してください!

◆参加費 一般:おとな 1000円 子ども 500円/会員:おとな 800円 学生・こども 無料

お問い合わせは、子どもの権利条約ネットワーク事務所(開室時間/火・金(12:00~17:00)まで!

子どもの権利条約フォーラム2003 今年は兵庫県川西市で開催!

2003年の子どもの権利条約フォーラムは、12月6日(土)~7日(日)に兵庫県川西市で行うことになりました!
詳細は、次号以降のニュースレターにて随時お知らせしていきます!!

総合的研究誌「子どもの権利研究」

創刊号特集 **子どもの権利の総合的保障と学際研究** 子どもの権利条約総合研究所 編

第2号 特集 **自治体子ども施策と子どもの権利**

日本評論社 定価 2000円

□子ども条例の意義と制定、実施の課題 川西市、箕面市、川崎市 □自治体で取り組む子ども救
済 埼玉県、神奈川県、泉大津市、青森県 □自治体が進める子どもの参加・参画 宮城県、近江
八幡市、滋賀県、鶴ヶ島市、高浜市、豊中市、中野区 □総合的な子どもの権利条例づくり 小杉
町、多治見市、日野市、高知県 □子ども施策のいま、これから 大阪府、国立市、八千代市 ■
論説 ①国際人権法の展開と子どもの権利 ②都市計画・環境学と子ども参加 ③司法と子どもの
権利・人権の課題(1) ほか

定期購読募集中! 年間4000円(送料込み・年2回発行・B5版100頁)

創刊号:2002年7月末日 第2号:2003年1月末日(以下、同じ)

郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

研究所事務所:〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛

研究所分室(水曜日10:00-16:00) TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail: crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.67

2003年4月20日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント